

## 日本スポーツ芸術協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.sportsarts.gr.jp>

| 項目<br>通し<br>番号 | 原則                              | 自己説明項目                                                    | 自己説明                                                                            |
|----------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1              | 〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること                             | 「日本スポーツ芸術協会」は「スポーツに関する芸術文化活動を通じてスポーツの発展に寄与すること」を目的として活動している。                    |
| 2              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること       | 役職及び職員は定款4章第13条から20条の定めにより行っている。                                                |
| 3              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 会員に関しては定款2章第6条から12条の定めにより、総会は定款第5章21条から30条の定めにより、理事会は定款6章第31条から38条の定めにより運営している。 |
| 4              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか          | 業務に必要な規定は、出張規定など定めているが、今後必要に応じて修正、追加を行っていく。                                     |
| 5              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか     | 当協会の役員はすべて無報酬である。                                                               |
| 6              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか          | 資産及び会計については定款7章第39条から50条の定めにより処理されている。                                          |
| 7              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか       | 定款の付則に正会員、賛助会員の入会金、年会費の定めがある。                                                   |
| 8              | 〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること          | 当協会は芸術団体であり、この項目は当てはまらない。                                                       |
| 9              | 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること                               | 理事会等においてコンプライアンスについて議論している。                                                     |
| 10             | 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること                           | 当協会は芸術団体でありこの項目は当てはまらない。                                                        |
| 11             | 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである        | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること                         | 会計処理については税理士資格を持つ監事がチェックしている。                                                   |
| 12             | 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである        | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること          | toto助成などに関しては助成要綱に従って運営処理を行っている。                                                |
| 13             | 〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。          | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと                               | 東京都において公開されているが今後当協会のHPでも公開していく。                                                |

|    |                                                           |                                                                                  |                                 |
|----|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 14 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。                                     | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること                     | 当協会では選手選考を行っていない。               |
| 15 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。                                     | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること                    | 現在は行っていないが、今後必要に応じて、HP上で公開していく。 |
| 16 | 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び | 当協会は地方組織を持っていない。                |
| 17 | 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべき     | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと                               | 当協会は地方組織を持っていない。                |